

# 野外焼却は、禁止されています。注意しましょう！

## 平成25年に 県内で摘発された事例

検挙年月日	廃棄物の区分	内容	刑罰の内容
H25.2.14	産業廃棄物	きのこ栽培業者が産業廃棄物(木製パレット等)を野外焼却した。	罰金30万円
H25.3.13	産業廃棄物	建設業者が産業廃棄物(建築廃材)を野外焼却した。	罰金50万円
H25.5.25	一般廃棄物	不用品回収業者が一般廃棄物(プラスチック板)を野外焼却した。	罰金30万円
H25.8.8	一般廃棄物	住民が一般廃棄物(木材等)を野外焼却した。	罰金30万円

平成25年度における御代田町内での野外焼却に関する苦情・相談が34件ありました。また、本年度も既に10件の苦情・相談が寄せられています。

平成14年12月1日から、家庭から出たごみ、会社から出たごみなどは種類に関わらず、廃棄物処理および清掃に関する法律により一部の例外を除き野外焼却することが禁止されています。違反しますと罰則として5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下の加重罰)が科せられます。

### 野外焼却とは

適法な焼却施設以外で廃棄物を燃やすことを「野外焼却」と言います。直接地面で燃やす方法の他にドラム缶やブロック囲い・法令に適合しない簡易焼却炉での焼却行為も含まれます。

### なぜ野外焼却がいけないの？

野外焼却を行うと、その煙が悪臭や大気汚染の原因となるため、周辺の方々に大変な迷惑となります。また、燃やすものによっては、ダイオキシン類などの有害物質が発生し、健康への影響が懸念されます。

## 焼却禁止の例外として...

### ① 法規制適合型の焼却炉での焼却

- 800℃以上で焼却できるもの
  - 外気と遮断された状態で定量ずつごみを投入できるもの
  - 炉内の温度を測定でき、温度を保つための助燃装置が設けられているもの
- ※これらの要件を全て満たしていなければなりません。また、焼却炉の性能が発揮されるよう適切な運転・管理がされなければなりません。

### ② 法令に基づいて行う焼却

- 病害虫のついた木の枝の焼却
- 伝染病にかかった家畜の死体の焼却

### ③ 公共的もしくは社会の習慣上やむを得ない焼却

- 災害の予防、応急対策または、復旧のために必要な焼却
- 凍霜害を防ぐためのわらの焼却
- 風俗習慣上または、宗教上の行事を行うために必要な焼却
- どんと焼き・焼いも大会などの行事による焼却

- 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- たき火等の日常生活を営むために通常行われる廃棄物(落ち葉等)の焼却で軽微なもの
- 「軽微なもの」とは、煙の量や臭いが近隣の迷惑にならない程度の少量の焼却です。

※焼却禁止の例外と思われる場合でも、住宅が密集している地域では、近隣者に配慮し、町指定ごみ袋で集積所に出すようにしてください。

上記①以外の野外焼却の場合には消防署へ届出をお願いします。(火災と間違えるような煙または、火災を発生する恐れのある場合は、その旨を所轄消防署長に届けることになっていきます。)しかし、この届出は野外焼却についての許可ではありません。苦情が寄せられた場合は指導の対象となります。

**法令に適合しない焼却炉は、早急に撤去をお願いします。**



# 環境衛生情報



町民課環境衛生係 (32)3111 (内線47・74)

## 『秋の狂犬病集合注射』を10月19日(日)に実施します

狂犬病予防法では、「飼育犬は、生涯1回の登録と毎年1度の予防注射をすること」と定めています。春の予防注射を受けなかった犬、あるいは春の注射以降新たに飼われ生後91日以上経過した予防注射未実施の犬は必ず受けてください。

◆注射料 3,310円 ◆登録料 3,000円

場 所	時 間	場 所	時 間
JA伍賀支所	9:00～ 9:10	塩野コミュニティーセンター	10:30～10:35
児玉地区世代間交流センター	9:20～ 9:25	一里塚地区世代間交流センター	10:45～10:50
平和台公民館	9:35～ 9:45	三ツ谷消防団詰所	11:00～11:05
上宿公民館	9:55～10:00	西軽井沢公民館	11:15～11:25
馬瀬口創作館	10:10～10:20	役 場 前	11:35～11:45

※予防注射対象犬の健康に異常のある場合や過去に狂犬病予防接種後に異常をおこしたことがある犬は、動物病院で接種してください。  
※犬が死亡したり行方不明になっている場合は、町民課環境衛生係までご連絡ください。

### 平成25年度の収集量

	総量	一世帯あたり
プラスチック製容器包装	126t	19kg
金属類	45t	7kg
アルミ缶・スチール缶	27t	4kg
古紙類	530t	81kg
ガラスビン	84t	13kg
ペットボトル	11t	2kg
古着・古布	58t	9kg

## 資源物の 分別にご協力 をお願いします。

資源回収や井戸沢最終処分場にお持ちいただいた資源物は、井戸沢最終処分場にて圧縮や梱包などの中間処理をして、資源物買い取り業者や容器包装リサイクル協会へ引き渡しています。  
平成25年度は資源物の売り払いにより、約720万円の収入がありました。



一方で廃棄物の処理にはそれ以上の多額の費用が掛かっています。具体的には、平成25年度に可燃ごみの焼却・最終処分に掛かった費用は年間約7千600万円です。  
可燃ごみとして捨ててしまいがちな、雑紙やプラスチック製容器包装を分別することで、『ごみ』を『資源』へ変えることができます。資源物の売り払いで得られた収入は、廃棄物の処理や町内の美化活動などの財源として活用されています。  
今後とも適正な分別にご協力をお願いします。



① シリコンスチーマー (調理器具)



誤 不燃ごみ  
正 可燃ごみ

シリコンスチーマーは可燃ごみに捨ててください。

② 使い捨てライター



誤 プラスチック製容器包装  
正 不燃ごみ

ガスが残っていると収集時に火災の危険があります。必ず使い切ってから不燃ごみに捨てるか井戸沢最終処分場へ直接お持ちください。

問い合わせ先

町民課環境衛生係(内線47)